

概要

◇ 地域の防災・減災、安全を実現する「整備計画」に基づく地方主体の次の取組について、基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援。

※ 計画期間 3～5年

※ 地方公共団体が単独で、又は共同して整備計画を策定

※ 地域の防災性・安全性の向上を測るアウトカム指標を掲げる。

・ **地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策及び事前防災・減災対策の取組み**

※ 総点検を踏まえたインフラ長寿命化計画の推進、インフラや住宅・建築物の耐震化、密集市街地の防災性の向上、堤防・岸壁の点検・緊急対策、避難地や防災拠点等となる都市公園の整備 等

・ **地域における総合的な生活空間の安全確保の取組み**

※ 通学路の交通安全対策、道路の無電柱化、歩道・公園施設等の公共空間のバリアフリー化 等

・ **効果促進事業の活用による効果的な取組み**

※ ハザードマップ作成、避難計画策定、避難訓練 等

※ 効果促進事業は全体事業費の20%目途(社会資本整備総合交付金と同様)

特長

◇ **防災・減災、安全を実現するメニューに特化して集中的に支援**

◇ 社会資本整備総合交付金と同様に、関係事務を一本化・統一化

◇ 計画に位置付けられた事業の範囲内で、地方公共団体が国費を自由に充当可能

◇ 防災・減災、安全に資する基幹事業の効果を一層高める事業についても、創意工夫を生かして実施可能

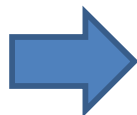
個別補助金と比較した交付金制度の特長

ポイント

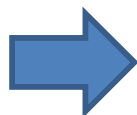
- ◇ 地域が抱える**政策課題を自ら抽出**して整備計画で明確化
- ◇ 地域が設定した具体的な政策課題の解決のため、**トータルで支援**
- ◇ 地方公共団体の**自由度を高め**、使い勝手を向上

個別補助金

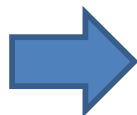
個別施設ごとにタテ割りで補助採択



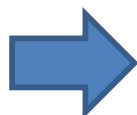
個々のハード整備にだけ使用



補助金が余れば返還か繰越手続
(他には回せない)



国が詳細に事前審査
個々のアウトプットに着目



交付金制度

計画全体をパッケージで採択

基幹のハード事業と一体的に行う他種の事業を自由に選択可
(関連社会資本整備事業)
メニューが限定されない、地方の創意工夫を活かした事業も可
(効果促進事業: 基幹事業の効果を促進する事業)

計画内の他事業に国費の流用可
(予算補助事業は)年度間でも国費率の調整可

⇒ 返還・繰越の手続不要。順調な事業の進捗も可能。

地方自らが目標を設定し、事後評価・公表
計画全体としてのアウトカムに着目

防災・安全交付金の特長

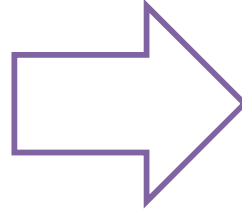
個別事業分野にとらわれない事業計画の横串化・大括り化、事業ニーズに対応した重点的配分、効果促進事業の先進事例のリスト化等を通じ、地方自治体の使い勝手をさらに向上

防災・安全交付金により多様な事業を総合的にバックアップ

住宅・社会資本の整備



効果促進事業



整備計画に掲げる
政策目標の達成
(成果指標で事後評価)

住宅・社会資本の整備

基幹事業

防災・減災、安全に資する以下の事業

- 道路
- 河川
- 下水道
- 都市公園
- 住宅
- 港湾
- 砂防
- 海岸
- 市街地
- 住環境整備

等

関連社会資本整備事業

基幹事業に関連する

- 各種「社会資本整備事業」
(社会資本整備重点計画法)
- 「公的賃貸住宅の整備」

効果促進事業

○ 計画の目標実現のため基幹事業一体となって、基幹事業の効果を一層高めるために必要な事業・事務

○ 全体事業費の2割目途

(例)

- ・ ハザードマップの作成・活用
- ・ 防災教育、水防訓練、防災訓練、避難訓練の実施
- ・ 防犯灯、防犯カメラの整備

◆インフラ老朽化対策

例) 橋梁・トンネルの補修



◆事前防災・減災対策

例) 河川堤防の緊急対策



◆生活空間の安全確保

例) 通学路の交通安全対策



例) 電線地中化



◆効果促進事業の活用

例) ハザードマップ作成・活用



例) 水防訓練の実施

